

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目15番2号  
株式会社ディーバ  
代表取締役社長 森川 徹 治

## 第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年9月24日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成25年9月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区港南二丁目15番2号  
品川インターシティ B棟13階 当社本店セミナールーム  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第17期（平成24年7月1日から平成25年6月30日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会  
の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第17期（平成24年7月1日から平成25年6月30日まで）  
計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 新設分割計画承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役4名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.diva.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成24年7月1日から)  
(平成25年6月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、債務問題による欧州経済低迷の影響で世界経済が減速したことに加え、中国や韓国との外交問題の深刻化への懸念もあり、先行き不透明な状況が続いておりましたが、新政権における経済対策・金融政策の効果による円安・株高傾向を背景に、景気回復への期待感が高まってきております。しかしながら、その一方で、貿易収支の赤字拡大基調や新興国の経済成長の鈍化などの不安定な要素も含みながらの展開となっております。

ソフトウェア・情報サービス分野においては、クラウドコンピューティングやSaaSといった新分野の拡大により、企業のIT投資に一部需要回復の兆しが見られてきてはいるものの、先行きの不透明感から多くの企業はIT投資に慎重な姿勢を崩しておらず、市場での受注競争は依然として厳しい状況が続いております。

このような環境の下、当社は、お客様の要請に迅速かつ徹底的に応える自社ソフトウェアを活用した連結経営ソリューションを提案・提供するに留まらず、① IFRS（国際財務報告基準）でも必要となるお客様の決算早期化・効率化の支援、② 企業グループ情報の有効活用を図るニーズに応えるグループ統一会計、管理会計並びに連結経営管理といった各ソリューションや、当社製品のクラウド環境での提供、③ 決算業務を一括して引き受けるアウトソーシング・サービスなど、お客様の業務における多様な課題解決方法の提供を通じ、大型案件をはじめとする受注の増加、パートナー企業との連携強化による販売機会の拡大を推進してまいりました。また、既存のグループ企業2社においても、独自の顧客開拓を継続しており、その結果が徐々に実りつつあります。規模と言う点においては、両社とも未だそれほど大きくないものの、連結収益の増加に寄与するようになってきております。

更に、当社の掲げるCPM（Corporate Performance Management：企業業績管理、連結管理会計並びに連結経営管理等に資するITソリューションを提供する事業）領域の実装・提供能力の強化を目的としてBI（Business Intelligence）やビッグデータ処理に長けた株式会社ジールを昨年の10月から新たにグループに加え、業績と業容の拡大を図るとともに、

成長分野への移行と取組みを強化してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は6,732百万円（前年同期比64.1%増）、営業利益647百万円（同57.6%増）、経常利益629百万円（同63.6%増）、当期純利益362百万円（同89.9%増）と前期に比べ、大幅な増収・増益となりました。

事業形態別の売上高の状況は以下のとおりです。

<ライセンス販売>

新規案件が堅調に推移したことと、既存のお客様向けも期末に複数の大型受注を獲得したこともあり、ライセンス販売の売上高は615百万円（前年同期比6.3%増）となりました。

<コンサルティング・サービス>

大規模なお客様からのグローバル経営管理案件の増加と、株式会社ジールが第2四半期より順調に売上寄与している事もあり、コンサルティング・サービスの売上高は3,849百万円（前年同期比117.9%増）と前期を大きく上回る結果となりました。

<サポート・サービス>

製品保守売上は継続利用率の高さを背景に堅調に増加推移しており、サポート業務のお客様満足度向上に注力することでお客様基盤の安定・強化に努めております。一方、アウトソーシング・サービスも旺盛なお客様のニーズにより増加推移していることと、株式会社ジールの保守売上も寄与したことでサポート・サービスの売上高は2,021百万円（前年同期比31.7%増）となりました。

<情報検索サービス>

新規法人顧客の開拓と監査法人を中心とする既存のお客様ニーズに応じた定期的な検索機能の拡張等によるお客様基盤の拡大・強化に努めた結果、情報検索サービスの売上高は244百万円（前年同期比10.8%増）となりました。

なお、当連結会計年度の受注及び販売の状況は、次のとおりとなっております。

受注及び販売の状況

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで)		
	販売実績	受注高	受注残高
ライセンス販売	615	615	—
コンサルティング・サービス	3,849	4,161	754
サポート・サービス	2,021	2,213	841
情報検索サービス	244	245	54
合計	6,732	7,237	1,649

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額 140百万円 (ソフトウェアを含む)

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、事業譲受けや新事業所の開設による支出に充てるため、長期借入金600百万円を調達しました。

(4) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当社の子会社である株式会社ジールは平成24年10月1日付で、株式会社DHIの情報システム事業を吸収分割により承継しております。

## (5) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第14期 (平成22年6月期)	第15期 (平成23年6月期)	第16期 (平成24年6月期)	第17期 (平成25年6月期) (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	3,097	3,137	4,101	6,732
経 常 利 益(百万円)	37	121	384	629
当 期 純 利 益(百万円)	0	25	191	362
1株当たり当期純利益 (円)	61.87	10.88	81.40	154.58
総 資 産(百万円)	2,483	2,836	3,502	4,785
純 資 産(百万円)	1,324	1,352	1,532	1,879
1株当たり純資産額 (円)	113,830.33	576.38	652.84	800.74

(注) 当社は、平成22年7月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第14期 (平成22年6月期)	第15期 (平成23年6月期)	第16期 (平成24年6月期)	第17期 (平成25年6月期) (当事業年度)
売 上 高(百万円)	2,956	2,915	3,451	3,665
経 常 利 益(百万円)	40	99	325	413
当 期 純 利 益(百万円)	4	4	168	247
1株当たり当期純利益 (円)	372.75	1.82	71.80	105.43
総 資 産(百万円)	2,424	2,763	3,218	3,871
純 資 産(百万円)	1,327	1,335	1,492	1,721
1株当たり純資産額 (円)	114,098.92	569.00	636.04	733.55

(注) 当社は、平成22年7月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社インターネット ディスクロージャー	39,000千円	100.0%	ソフトウェアの開発・販売、 情報処理・提供サービス
株式会社ディーバ・ ビジネス・イノベーション	25,000千円	100.0%	ソフトウェアの販売・開発 S E サービス
株式会社ジール	100,000千円	100.0%	情報システムの設計・開発 S E サービス
DIVA CORPORATION OF AMERICA	100,000 USD	100.0%	ソフトウェアの研究開発

(注) 株式会社ジールは平成24年7月20日に設立しております。

## (7) 対処すべき課題

当社は平成25年10月1日をもって新設分割の方法により、当社事業を設立する事業子会社である株式会社ディーバに承継し、当社は商号を株式会社アバントへ変更し、当社グループは持株会社制へと移行し、当社は事業会社の成長を支えるビジネスサポート機能を持つ持株会社として連結経営によるグループの発展を目指していくことといたしました。

これは、現在の中期計画である平成27年6月期の連結売上高100億円、営業利益率10%を達成するため、当社はグループ経営に専念し、事業子会社各社はそれぞれの強み、特性を活かした専門性の高いITサービスをお客様に提供していくことに集中し、その責務を明確にして、各社のミッションである「プロフェッショナルサービスの大衆化」を推進し、当社の中核事業であった連結会計システムのほか新たな事業基盤、新規事業を原動力として当社グループの成長と各事業のブランドを確立、向上させていくことを目的としております。

なお、当社グループでは、各事業会社の「プロフェッショナルサービスの大衆化」の成果として以下の実現を目指してまいります。

- ① すべての企業に専門性や深い経験が求められる領域のプロフェッショナルサービスをハイクオリティ&ローコスト（LCC・MBPO：Micro BP0）で提供する。
- ② サービス生産性をITと人間教育を活用して世界最高水準まで高め、サービスビジネスをイノベーションする。
- ③ 多様性と専門性を両立させるグループ経営を実践し、たくさんのエッジの効いたブランド企業による企業連合を実現する。

このため、「100年企業の創造」という当社の経営目標を達成する上で第2のマイルストーンとしてまいりました「Go Global」の実現を、上記プロフェッショナルサービスの展開により「ノウハウ集積としてのプロダクトで一つ以上のグローバルデファクトを獲得し、世界に通用する情報サービス産業となる」ことで果たしていく所存であります。

また、当社グループ自らが、各社の目指す大衆化ソリューションを活用し、ハイパフォーマンス企業グループへと進化することでお客様への貢献価値を高めていくことを目指します。

当社グループは、目標とする経営指標及び中期経営計画達成のため、以下の課題を認識しており、これらをひとつひとつ確実に解決していくことにより、企業体質の一層の強化と持続的な成長を目指してまいります。

なお、各課題に対して、当社グループで検討または取組み状況は次のとおりです。

- ① 労働生産性の向上
  - ・付加価値の高いサービスの提供が可能な人材の採用と社内育成
- ② 研究開発予算の確保
  - ・新規の製品開発と既存製品のバージョンアップなど製品保守上の開発とを区別し、前者については投資基準を設け、別途予算を設定
- ③ 新規商材、パイプラインの多様化
  - ・上記②の解決とグローバル・ベンダーとの関係を構築し、その商材を取扱うことで、お客様のニーズへの対応を徹底
- ④ 価値相当の価格設定
  - ・高付加価値サービスの提供と競合が少ない新たな市場の発掘と開拓
- ⑤ 直販から販売チャンネルとの協業
  - ・システムインテグレーターなどのパートナー企業との関係構築・強化による販売チャンネルの拡大と多様化
- ⑥ お客様との接点の拡張
  - ・今後の事業の広がりを意識し、例えば経営企画や情報システム部門などお客様の様々な部門と多面的に接触
- ⑦ グローバル水準の製品開発
  - ・グローバル・ベンダー製品の取扱いにより蓄積するノウハウを自社製品開発にも役立て、グローバル・ベンダーへ補完材（部品）として提供可能な自社製品の開発
- ⑧ 持続的な高品質の追求
  - ・製品はもとより、お客様に提供するサービス、そして、そのサービスを支える人やガバナンスやセキュリティなどの社内インフラに関わる品質への徹底的な拘りと、絶え間ない改善と向上へのコミットメント
- ⑨ グループ求心力の維持
  - ・事業会社間の円滑な意思疎通や情報の共有化を推進するため、ITインフラの統合・整備をできるだけ早く完了する他、各社の経営層がグループとしてのビジョン、ミッションおよび価値観を共有し、かつそれらを各社のメンバーへ直接に伝え浸透させて行く会合を定例化することで、近視眼的な部分最適に陥ることを回避



(8) 主要な事業内容（平成25年6月30日現在）

- ① DivaSystem（連結会計・経営システム）の開発、販売、導入支援、保守、  
連結会計に関するセミナー、実務講座の開催  
情報システムの設計・開発、SEサービス
- ② 開示書類・会計関連法令に関する検索システムの開発・情報提供、情報  
処理サービス

(9) 主要な営業所（平成25年6月30日現在）

① 当社の主な事業所

東京本社	東京都港区港南二丁目15番2号
大森オフィス	東京都品川区南大井六丁目22番7号
大阪オフィス	大阪府大阪市北区堂島二丁目4番27号
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目13番5号

（注）大森オフィスは平成25年2月に開設しております。

② 重要な子会社の主な事業所

株式会社インターネット ディスクロージャー	東京都港区虎ノ門一丁目13番3号
株式会社ディーバ・ ビジネス・イノベーション	東京都港区港南二丁目15番1号
株式会社ジール	東京都港区港南二丁目15番2号

## (10) 従業員の状況 (平成25年6月30日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
399名	142名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数について記載しております。  
2. 従業員数には臨時従業員（派遣社員、パートタイマーおよびアルバイトの期中平均雇用人員41名）は含んでおりません。  
3. 従業員数が当連結会計年度において142名増加しておりますが、主として株式会社ジールが連結子会社となったことによるものであります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
227名	1名減	33.9歳	5.8年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数について記載しております。  
2. 従業員数には臨時従業員（派遣社員、パートタイマーおよびアルバイトの期中平均雇用人員29名）は含んでおりません。

## (11) 主要な借入先の状況 (平成25年6月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	346百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	89百万円
株式会社三井住友銀行	89百万円

## (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

### (会社分割による持株会社体制への移行)

平成25年7月16日開催の当社取締役会において、当社は平成25年10月1日を分割期日として会社分割による持株会社体制へ移行することを決議いたしました。分社型の新設分割の方法により当社を分割会社とし、当社は「株式会社アバント」へ商号変更するとともに、新設する「株式会社ディーバ」を承継会社とします。

会社分割の詳細につきましては、株主総会参考書類の第2号議案「新設分割計画承認の件」のとおりでありますのでご参照ください。

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式に関する事項（平成25年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 7,788,000株
- ② 発行済株式の総数 2,347,000株（うち自己株式101株）
- ③ 株主数 608名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
森川徹治	850,000	36.21
ディーバ従業員持株会	317,100	13.51
野城剛	163,000	6.94
株式会社オービックビジネスコンサルタント	100,000	4.26
ピー・シー・エー株式会社	97,300	4.14
森川敬之	70,000	2.98
和田成史	47,600	2.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	45,500	1.93
鈴木木邦男	36,400	1.55
小峰俊之	32,000	1.36

(注) 持株比率は自己株式（101株）を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成25年6月30日現在）  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役に関する事項（平成25年6月30日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	森 川 徹 治	株式会社ジール 代表取締役 株式会社アルプス技研 社外取締役
取 締 役	春 日 尚 義	財務担当
取 締 役	岡 部 貴 弘	営業担当
取 締 役	小 林 正 興	技術担当
取 締 役	川 本 一 郎	株式会社ディーバ・ビジネス・イノベーション代表取締役
取 締 役	滝 澤 博	株式会社インターネットディスクロージャー代表取締役
常 勤 監 査 役	野 城 剛	
監 査 役	鈴 木 邦 男	有限会社ケイ・エス・マネジメント代表取締役
監 査 役	清 水 貴 之	株式会社パブリックファイナンス研究所代表取締役

- (注) 1. 監査役鈴木邦男氏及び監査役清水貴之氏は、社外監査役であります。
2. 監査役野城剛氏及び監査役清水貴之氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査役清水貴之氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
4. 当事業年度中の役員の変動  
平成24年9月25日開催の第16期定時株主総会における異動  
就任 取締役 小林正興（新 任）

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区 分	支給人数	支給額
取締役	5名	119百万円
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	20百万円 (8百万円)
合計 (うち社外役員)	8名 (2名)	139百万円 (8百万円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員数は、取締役6名、監査役3名であり、上記の支給人数との相違は、無報酬の取締役1名が存在していることによるものです。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成13年9月27日開催の第5期定時株主総会及び平成19年9月26日開催の第11期定時株主総会において、固定枠として年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、平成22年9月28日開催の第14期定時株主総会において、対象取締役1名当たり年額13,750千円（ただし、使用人分給与は含まない。）を限度として、業績に連動した変動枠（業績連動賞与）を決議いただいております。なお、当事業年度における変動枠の設定における取締役の業績連動賞与と予定額30,375千円を上記支給額に含めて記載しております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成15年12月25日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
5. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法  
 当社の取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された固定枠と変動枠（業績連動賞与）の限度額において、各取締役の職責に応じた報酬と役位に応じた報酬及び会社業績における成果に連動して算定する報酬とを組合せて算定することを基本としております。  
 監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤監査役と非常勤監査役の別、社内監査役と社外監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

③ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の業務執行者、社外役員としての重要な兼職に関する事項

地位	氏名	兼職の内容	兼職する法人等	当社との関係
監査役	鈴木邦男	代表取締役	有限会社ケイ・エス・マネジメント	当社は同社と取引その他の関係はありません。
監査役	清水貴之	代表取締役	株式会社パブリックファイナンス研究所	当社は同社と取引その他の関係はありません。

## 2) 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
監査役 鈴木 邦 男	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席し、監査役会14回のうち13回に出席しているほか、毎週開催される本部長会へも出席しており、事業の執行状況について情報産業での豊富な経験に基づき、質問・助言・発言を適宜おこなっております。
監査役 清水 貴 之	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、監査役会14回のすべてに出席しているほか子会社取締役会にも出席する等しており、事業の執行状況について公認会計士として専門的見地からの質問・助言・発言を適宜おこなっております。

## 3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役清水貴之氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

#### (4) 会計監査人に関する事項

- ① 名 称 有限責任監査法人トーマツ  
② 報 酬 等 の 額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

(注) 当社と有限責任監査法人トーマツとの監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は、会社分割による事業承継に係り、事業用承継資産・負債の調査（財務デューデリジェンス）業務を依頼しております。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社では、企業行動基準を制定し、企業倫理の確立・促進を行っており、以下のとおり内部統制システム整備に関する基本方針を取締役会において決議しております。

### ① 取締役のコンプライアンス体制

- 1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 取締役は、「DIVA行動基準」を遵守し、「DIVA Value」を実践し、法令・定款及び取締役会規程、その他社内諸規則等に則り、適切に業務を執行します。
  - ・ 取締役は、業務執行にあたっては、取締役会及び組織横断的な各種会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行います。
  - ・ 取締役は、企業倫理・コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応についてコンプライアンス委員会で審議、検討するとともに、速やかに監査役へ報告するものとします。
  - ・ 監査役は、監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会ほか重要な会議への出席、業務執行の状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査します。
- 2) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 当社の取締役会は、月1回の定時取締役会を基本とし、必要に応じて随時取締役会を開催し、意思決定及び迅速な業務執行を行うとともに、取締役の経営上重要な決定及び業務執行の状況について監督します。
  - ・ 取締役を責任者又は委員とする各種会議体・委員会は、権限の範囲内において、業務執行の審議・決定等を行います。
  - ・ 経営方針、事業計画に基づく組織編成により、経営の分権化を推進します。
  - ・ 経営責任を明確化し、経営環境の変化に対応するため、取締役の任期は1年としています。
- 3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び取締役会規程・文書管理規程、その他の関連規程に基づき、担当部門が適切に保存及び管理します。



② 会社の業務の適正を確保するための体制

1) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、業績の進捗状況及び経費管理の徹底について、ローリング・フォーキャスト・マネジメントによる業績状況把握を経営環境に応じたサイクルで実施することにより、業務及び資金の適切な管理とともに、リスクの未然防止を実施します。

・当社は、コンプライアンス、情報資産、その他事業に関する事項についてのリスクを、必要な規程・マニュアル等を整備し、周知すること等により管理します。

なお、コンプライアンスの徹底には、コンプライアンス委員会において管理及びその対応の強化を図ります。

また、情報資産の管理には、情報セキュリティ委員会において管理及びその対応の強化を図ります。

・当社は、業務遂行上の必要に応じ、弁護士・会計監査人・税理士等の専門知識を有する第三者に相談、助言・指導を受けるものとします。

2) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・従業員は、「DIVA行動基準」を遵守し、「DIVA Value」を実践し、法令・定款及び社内諸規則等に則り、業務を行います。

・当社は、従業員のコンプライアンス意識を高め、社会的責任ある行動を推進するため、社内諸規程の整備をすすめるほか、社長の指示による内部監査を実施します。

・従業員は、法令・定款及び社内諸規則違反若しくは社会通念に反する行為が行われていることを知ったときには、内部通報制度である「コンプライアンスホットライン」に報告又は相談を行います。

・取締役は、監査役から従業員のコンプライアンス体制、内部通報制度についての意見及び改善の要求があった場合には、コンプライアンス委員会において、速やかに対応又は改善を図ります。

3) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社子会社は、当社の経営方針並びに「DIVA行動基準」を遵守し、「DIVA Value」を実践することを共有し、グループの企業価値向上に貢献します。

・当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、内部統制システムの整備・改善を支援し、子会社と協力して推進していきます。

4) 財務報告の適正を確保するための体制  
当社は、取締役会の指揮のもと、財務報告の適法及び適正を確保するための整備、運用体制を構築し、財務報告に係る内部統制について、自己評価と独立の評価を定期的実施するとともに会計監査人による監査を受けます。

5) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方  
当社は、「DIVA行動基準」において、反社会的勢力の排除並びに反社会的行為の禁止を宣言し、社会の安全や秩序、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本的な考え方としています。

なお、平素からの情報収集に努めるほか、事案の発生時には関係行政機関や弁護士等の専門家と緊密に連絡を取り、組織的に速やかに対処することとしています。

### ③ 監査役監査に関する体制

1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ・当社は、監査役職務を補助する従業員を置いておりませんが、取締役会は、監査役の要請に基づいて協議を行い、当該従業員を任命、配置することができることとします。
- ・監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役職務の補助者に任命された従業員の指揮・命令権は監査役に移譲されたものとし、取締役からの独立性を確保します。

2) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・監査役は、取締役会に出席するほか、本部長会議に出席し、業務の状況について報告を受けており、必要に応じて、その他の会議・委員会に出席又は議事録の閲覧が可能な体制となっております。
- ・監査役は、取締役及び従業員に対し、定期又は随時に監査役に事業及び業務の報告を求めることができることとなっております。

3) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、代表取締役社長との意思疎通及び意見交換のための会合を実施することが可能な体制となっております。
- ・会計監査人及び内部監査人とも意見交換や情報交換を行い、連携しながら必要に応じて調査及び報告を求めることが可能な体制となっております。

---

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成25年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>3,801,440</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,317,582</b>
現金及び預金	2,244,406	支払手形及び買掛金	292,074
受取手形及び売掛金	1,104,637	1年内償還予定の社債	60,000
仕掛品	136,476	1年内返済予定の長期借入金	129,160
原材料及び貯蔵品	1,380	リース債務	2,369
繰延税金資産	158,095	未払金及び未払費用	152,251
その他	156,444	未払法人税等	217,008
<b>固定資産</b>	<b>981,341</b>	前受収益	939,744
<b>有形固定資産</b>	<b>170,384</b>	賞与引当金	275,413
建物	190,501	役員賞与引当金	48,636
減価償却累計額	△86,210	役員退職慰労引当金	4,965
工具、器具及び備品	378,431	受注損失引当金	39,839
減価償却累計額	△312,337	その他	156,119
<b>無形固定資産</b>	<b>522,063</b>	<b>固定負債</b>	<b>589,009</b>
のれん	480,675	社債	90,000
ソフトウェア	40,376	長期借入金	396,210
その他	1,011	リース債務	5,838
<b>投資その他の資産</b>	<b>288,893</b>	繰延税金負債	1,659
投資有価証券	5,000	資産除去債務	95,301
敷金及び保証金	235,614	<b>負債合計</b>	<b>2,906,591</b>
繰延税金資産	33,472	(純資産の部)	
その他	14,805	<b>株主資本</b>	<b>1,879,432</b>
<b>繰延資産</b>	<b>3,057</b>	資本金	288,400
社債発行費	3,057	資本剰余金	225,200
<b>資産合計</b>	<b>4,785,839</b>	利益剰余金	1,365,925
		自己株式	△92
		その他の包括利益累計額	△184
		繰延ヘッジ損益	101
		為替換算調整勘定	△285
		<b>純資産合計</b>	<b>1,879,247</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>4,785,839</b>

## 連結損益計算書

(平成24年7月1日から  
平成25年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,732,302
売 上 原 価		4,061,954
売 上 総 利 益		2,670,347
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,022,884
営 業 利 益		647,462
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	346	
そ の 他	328	675
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,636	
支 払 手 数 料	5,079	
社 債 発 行 費	1,265	
そ の 他	1,038	19,019
経 常 利 益		629,119
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		629,119
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	317,281	
法 人 税 等 調 整 額	△50,955	266,326
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		362,792
当 期 純 利 益		362,792

## 連結株主資本等変動計算書

(平成24年7月1日から  
平成25年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成24年7月1日 残高	288,400	225,200	1,021,908	△56	1,535,451
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△18,775		△18,775
当期純利益			362,792		362,792
自己株式の取得				△36	△36
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	344,017	△36	343,981
平成25年6月30日 残高	288,400	225,200	1,365,925	△92	1,879,432

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	
平成24年7月1日 残高	△126	△3,151	△3,278	1,532,173
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△18,775
当期純利益				362,792
自己株式の取得				△36
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	227	2,865	3,093	3,093
連結会計年度中の変動額合計	227	2,865	3,093	347,074
平成25年6月30日 残高	101	△285	△184	1,879,247

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称 株式会社インターネットディスクロージャー  
株式会社ディーバ・ビジネス・イノベーション  
株式会社ジール  
DIVA CORPORATION OF AMERICA

上記のうち、当連結会計年度より、平成24年7月20日に設立した株式会社ジール（平成24年10月1日付でジール分割準備株式会社より商号変更）を連結の範囲に含めております。

##### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 其他有価証券  
時価のないもの 移動平均法による原価法

###### 2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・ 原材料 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### 1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- 定率法  
（主たる耐用年数）  
建物 5年から10年  
工具、器具及び備品 2年から8年

###### 2) 無形固定資産

- ・ 自社利用ソフトウェア 定額法  
耐用年数については、社内における利用可能期間（3年から5年）としております。
- ・ 市場販売目的のソフトウェア 見込販売可能期間（3年）内における見込販売収益に基づく償却

### 3) リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### 1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末における貸倒引当金の残高はありません。

#### 2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

#### 3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

#### 4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

#### 5) 受注損失引当金

受注契約に係る案件のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

### ④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1) 重要な繰延資産の処理方法

- ・社債発行費

社債の償還期間（5年）による定額法

#### 2) 重要なヘッジ会計の方法

- ・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

- ・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…外貨預金

ヘッジ対象…外貨建予定取引

- ・ヘッジ方針

為替変動リスクを回避する目的で外貨預金を利用しております。利用については実需の範囲内で行うこととし、投機目的の取引は行わない方針であります。

- ・ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フロー変動を相殺できるため、決算日における有効性の評価を省略しております。

### 3) 重要な収益及び費用の計上基準

・受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

1. 当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる契約  
工事進行基準（契約の進捗率の見積りは原価比例法）

2. その他の契約  
検収基準

### 4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

### 5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、3年間及び5年間の定額法により償却を行っております。

6) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年7月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

仕掛品及び受注損失引当金

損失が見込まれる受注契約に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる受注契約に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は19,395千円であります。



#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 2,347,000株
- (2) 当連結会計年度末の自己株式の数に関する事項  
普通株式 101株
- (3) 剰余金の配当に関する事項  
① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成24年9月25日 定時株主総会	普通株式	18,775	8.00	平成24年6月30日	平成24年9月26日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成25年9月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	42,244	18.00	平成25年6月30日	平成25年9月26日

#### 5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、経営方針・事業計画等に基づき、必要な資金を目的に応じて調達することとしております。

また、一時的な余剰資金は、社内の運用規程に従い、流動性と安全性の高い金融資産のみ運用することとしております。

② 金融商品の内容及びリスク管理体制

当社グループでは、営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理において回収期日や残高を定期的に確認、管理しており、当該リスクの低減を図っております。また、敷金及び保証金については契約時に信用リスクの確認を行い、当該リスクの低減を図っております。

また、営業債務及び資金調達に係る当社グループの流動性リスクについては、月次で資金予定及び支払口座残高の確認、管理を行っており、当該リスクを管理しております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	2,244,406	2,244,406	—
② 受取手形及び売掛金	1,104,637	1,104,637	—
③ 敷金及び保証金	235,614	220,278	△15,336
資産計	3,584,658	3,569,321	△15,336
① 支払手形及び買掛金	292,074	292,074	—
② 未払金及び未払費用	152,251	152,251	—
③ 長期借入金(1年内返済予定を含む)	525,370	526,404	1,034
④ 社債(1年内償還予定を含む)	150,000	150,358	358
⑤ リース債務(1年内返済予定を含む)	8,207	8,221	14
⑥ 未払法人税等	217,008	217,008	—
負債計	1,344,911	1,346,318	1,407

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## 資産

## ① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## ③ 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、合理的に見積もった敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割引いた現在価値により算定しております。

## 負債

## ① 支払手形及び買掛金、② 未払金及び未払費用、⑥ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## ④ 社債

社債の時価は、元利金の合計額を、同様の新規社債の発行をした場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

## ③ 長期借入金、⑤ リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

## (注) 2. 投資有価証券

保有する投資有価証券は非上場の株式であり、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	800円74銭
(2) 1株当たり当期純利益	154円58銭

## 7. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、平成24年7月20日に完全子会社のジール分割準備株式会社を設立するとともに、同日開催の取締役会において株式会社DHI（平成24年10月1日付で株式会社ジールから商号変更）の情報システム事業を当該会社に承継させることを決議して吸収分割契約を締結し、平成24年10月1日の吸収分割契約の効力発生日をもって、ジール分割準備株式会社は商号を株式会社ジールに変更し、株式会社DHIの情報システム事業を承継いたしました。

### 1. 企業結合の概要

#### (1) 分離元企業の名称及び分離事業の内容

吸収分割会社の名称 株式会社DHI

承継事業の内容 情報システムの設計、ソフトウェアの開発・販売及びその関連事業

#### (2) 企業結合を行った主な理由

当社が提供するソリューションの業務領域を拡げ、お客様のニーズに応え、CPM (Corporate Performance Management) 事業を推進していくため、ビジネスインテリジェンスという意志決定を支援する情報システム分野に特化して事業をおこなってきた株式会社DHIの当該事業を新会社に承継させることにより、CPM市場のトップベンダーを目指していくことを目的としております。

#### (3) 企業結合日

平成24年10月1日

#### (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする吸収分割による事業承継

#### (5) 企業結合後の名称（分離先企業）

吸収分割承継会社の名称 株式会社ジール

### 2. 連結計算書類に含まれる被取得事業の業績期間

平成24年10月1日から平成25年6月30日まで

### 3. 被取得事業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金による支出	520,778千円
取得に直接要した支出	アドバイザー費用	25,500千円
取得原価		546,278千円

### 4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

#### (1) 発生したのれん

565,500千円

#### (2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものです。

#### (3) 償却方法及び償却期間

定額法による5年間の償却

## 8. 重要な後発事象に関する注記

(会社分割による持株会社制への移行)

平成 25 年 7 月 16 日開催の当社取締役会において、当社は平成 25 年 10 月 1 日を分割期日として会社分割の方法により持株会社体制へ移行することを決議いたしました。

なお、本会社分割は、平成 25 年 9 月 25 日開催予定の当社第 17 期定時株主総会において承認を得られることを条件としております。

### 1. 会社分割の目的

当社グループを取巻く環境変化に迅速かつ柔軟に対応し、グループ全体の収益力強化により、更なる企業価値の向上を図るためには、各事業会社ごとの権限と責任を明確化する一方で、専門性の追求により各社のブランド力を向上させることが不可欠と考えます。また、当社グループのガバナンス及び事業基盤の強化を図るとともに、グループ全体の成長を見据え、既存事業の更なる発展を追求しつつ、新たな収益の柱を創造し、その市場を開拓して行く新たな経営体制の確立も急務であると考えております。

このような状況を踏まえ、当社は持株会社制への移行により、持株会社が当社グループの戦略立案機能に特化し、当社グループの全体最適と各事業会社の個別最適の調和、成長分野への資源配分の最適化を図るとともに、各事業会社間のシナジー強化、人財の育成・交流、グループ共通業務の集約化・効率化等を促進し、企業価値の向上を目的としております。

### 2. 会社分割する事業内容、規模

事業の内容 ソフトウェアの開発、販売、導入支援、保守、その他関連事業

直近期の売上高 3,665 百万円

### 3. 会社分割の方法

当社を分割会社とし、当社は「株式会社アバント」へ商号変更するとともに、新設する「株式会社ディーバ」を承継会社とする分社型の新設分割の方法によります。

なお、新設会社は、本件分割に際して普通株式 4,000 株を発行し、そのすべてを当社に割当てます。

### 4. 新設分割設立会社の状況

商号	株式会社ディーバ
本店の所在地	東京都港区港南二丁目 15 番 2 号
代表者の氏名	代表取締役 森川 徹治
資本金の額	100 百万円
純資産の額	200 百万円 (予定)
総資産の額	825 百万円 (予定)
事業の内容	情報システムの設計・ソフトウェアの開発・販売及びその関連事業
従業員数	200 名 (予定) (注) すべて分割会社から出向の予定です。

### 5. 会社分割の時期

分割期日 (効力発生日) 平成 25 年 10 月 1 日 (火) (予定)

## 9. その他の注記

記載金額は単位未満を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成25年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>2,607,785</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,573,841</b>
現金及び預金	1,329,844	買掛金	62,580
受取手形	30,502	1年内償還予定の社債	60,000
売掛金	520,738	1年内返済予定の長期借入金	129,160
仕掛品	80,097	リース債務	2,226
原材料及び貯蔵品	1,152	未払金	43,240
前払費用	44,271	未払費用	50,895
繰延税金資産	100,534	未払法人税等	79,433
関係会社短期貸付金	391,000	未払消費税等	17,862
1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	80,000	前受金	12,653
その他	29,643	預り金	106,193
<b>固定資産</b>	<b>1,260,949</b>	前受収益	755,491
<b>有形固定資産</b>	<b>134,239</b>	賞与引当金	182,856
建物	166,134	役員賞与引当金	32,115
減価償却累計額	△77,107	受注損失引当金	39,133
工具、器具及び備品	318,030	<b>固定負債</b>	<b>576,380</b>
減価償却累計額	△272,818	社債	90,000
<b>無形固定資産</b>	<b>34,983</b>	長期借入金	396,210
商標権	349	リース債務	5,653
ソフトウェア	34,038	資産除去債務	84,516
その他	595	<b>負債合計</b>	<b>2,150,221</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,091,726</b>	(純資産の部)	
投資有価証券	5,000	<b>株主資本</b>	<b>1,721,469</b>
関係会社株式	557,057	資本金	288,400
関係会社長期貸付金	280,000	資本剰余金	225,200
敷金・保証金	202,415	資本準備金	225,200
保険積立金	14,805	<b>利益剰余金</b>	<b>1,207,962</b>
繰延税金資産	32,447	利益準備金	374
<b>繰延資産</b>	<b>3,057</b>	その他利益剰余金	1,207,588
社債発行費	3,057	繰越利益剰余金	1,207,588
		<b>自己株式</b>	<b>△92</b>
		評価・換算差額等	101
		繰延ヘッジ損益	101
<b>資産合計</b>	<b>3,871,792</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,721,570</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>3,871,792</b>

## 損 益 計 算 書

(平成24年7月1日から  
平成25年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,665,791
売 上 原 価		1,842,701
売 上 総 利 益		1,823,090
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,431,140
営 業 利 益		391,949
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	25,039	
業 務 受 託 料	10,050	
そ の 他	128	35,218
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,079	
支 払 手 数 料	2,079	
社 債 発 行 費	1,265	
そ の 他	598	14,022
経 常 利 益		413,145
税 引 前 当 期 純 利 益		413,145
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	172,200	
法 人 税 等 調 整 額	△6,481	165,718
当 期 純 利 益		247,426

## 株主資本等変動計算書

(平成24年7月1日から)  
(平成25年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
平成24年7月1日残高	288,400	225,200	225,200	374	978,936	979,311	△56	1,492,854
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△18,775	△18,775		△18,775
当期純利益					247,426	247,426		247,426
自己株式の取得							△36	△36
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	228,651	228,651	△36	228,615
平成25年6月30日残高	288,400	225,200	225,200	374	1,207,588	1,207,962	△92	1,721,469

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損 益	評価・換算 差額等合計	
平成24年7月1日残高	△126	△126	1,492,727
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△18,775
当期純利益			247,426
自己株式の取得			△36
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	227	227	227
事業年度中の変動額合計	227	227	228,843
平成25年6月30日残高	101	101	1,721,570

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券  
時価のないもの 移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・原材料 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

- 定率法  
(主たる耐用年数)
  - 建物 5年から10年
  - 工具、器具及び備品 2年から8年

##### ② 無形固定資産

- ・自社利用ソフトウェア 定額法  
耐用年数については、社内における利用可能期間（3年から5年）としております。
- ・市場販売目的のソフトウェア 見込販売可能期間（3年）内における見込販売収益に基づく償却

##### ③ リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### (3) 繰延資産の処理方法

- 社債発行費 社債の償還期間（5年）による定額法

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。  
なお、当事業年度末における貸倒引当金の残高はありません。



- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
- ④ 受注損失引当金 受注契約に係る案件のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

- ・当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる契約工事進行基準（契約の進捗率の見積りは原価比例法）
- ・その他の契約  
検収基準

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 重要なヘッジ会計の方法

- ・ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。
- ・ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…外貨預金  
ヘッジ対象…外貨建予定取引  
為替変動リスクを回避する目的で外貨預金を利用しております。利用については実需の範囲内で行うこととし、投機目的の取引は行わない方針であります。
- ・ヘッジの方針 為替変動リスクを回避する目的で外貨預金を利用しております。利用については実需の範囲内で行うこととし、投機目的の取引は行わない方針であります。
- ・ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フロー変動を相殺できるため、決算日における有効性の評価を省略しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年7月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

### 3. 表示方法の変更

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「関係会社短期貸付金」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当事業年度より独立掲記することといたしました。なお、前事業年度の「関係会社短期貸付金」は11,000千円であります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 仕掛品及び受注損失引当金 損失が見込まれる受注契約に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる受注契約に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は18,784千円であります。
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
- |        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 9,952千円  |
| 短期金銭債務 | 58,784千円 |

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	100,771千円
営業取引以外の取引高	34,769千円

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	79株	22株	－株	101株

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
賞与引当金否認	69,485千円
未払事業税否認	7,809千円
受注損失引当金否認	14,870千円
未払事業所税否認	2,163千円
前受金否認	2,224千円
その他	3,981千円
繰延税金資産（流動）計	<u>100,534千円</u>
繰延税金資産（固定）	
資産除去債務	30,087千円
減価償却費損金算入限度超過額	16,174千円
長期費用損金算入否認	2,800千円
繰延税金負債（固定）	
建物附属設備	<u>16,614千円</u>
繰延税金資産（固定）の純額	<u>32,447千円</u>

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.7%
住民税均等割	0.3%
実効税率差異	0.1%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>40.1%</u>

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社

会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等の所有 (所有割合)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
株式会社ジール	東京都 港区	100,000	情報システム サービス	直接 100%	役員5名	外注先	管理業務の受託	5,406	未収入金	5,677
							敷金の預り	51,168	預り金	51,168
							資金の貸付	800,000	関係会社 短期貸付金	200,000
							資金の回収	240,000	1年内返済 予定の 関係会社 長期貸付金	80,000
							利息の受取	6,317	関係会社 長期貸付金	280,000
								前受収益	1,736	
株式会社ディーバ・ビジ ネス・イノベーション	東京都 港区	25,000	情報システム サービス	直接 100%	役員2名	外注先	管理業務の受託	4,444	未収入金	495
							資金の貸付	180,000	関係会社 短期貸付金	191,000
株式会社インターネット ディस्कロージャー	東京都 港区	39,000	情報システム サービス	直接 100%	役員3名	仕入先	受取配当金	17,940	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 管理業務の受託の取引条件は、一般取引条件と同様に決定しております。  
3. 資金の貸付における貸付利率は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 733円55銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 105円43銭 |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(会社分割による持株会社制への移行)

平成 25 年 7 月 16 日開催の当社取締役会において、当社は平成 25 年 10 月 1 日を分割期日として会社分割の方法により持株会社体制へ移行することを決議いたしました。

なお、本会社分割は、平成 25 年 9 月 25 日開催予定の当社第 17 期定時株主総会において承認を得られることを条件としております。

### 1. 会社分割の目的

当社グループを取巻く環境変化に迅速かつ柔軟に対応し、グループ全体の収益力強化により、更なる企業価値の向上を図るためには、各事業会社ごとの権限と責任を明確化する一方で、専門性の追求により各社のブランド力を向上させることが不可欠と考えます。また、当社グループのガバナンス及び事業基盤の強化を図るとともに、グループ全体の成長を見据え、既存事業の更なる発展を追求しつつ、新たな収益の柱を創造し、その市場を開拓して行く新たな経営体制の確立も急務であると考えております。

このような状況を踏まえ、当社は持株会社制への移行により、持株会社が当社グループの戦略立案機能に特化し、当社グループの全体最適と各事業会社の個別最適の調和、成長分野への資源配分の最適化を図るとともに、各事業会社間のシナジー強化、人財の育成・交流、グループ共通業務の集約化・効率化等を促進し、企業価値の向上を目的としております。

### 2. 会社分割する事業内容、規模

事業の内容 ソフトウェアの開発、販売、導入支援、保守、その他関連事業

直近期の売上高 3,665 百万円

### 3. 会社分割の方法

当社を分割会社とし、当社は「株式会社アバント」へ商号変更するとともに、新設する「株式会社ディーバ」を承継会社とする分社型の新設分割の方法によります。

なお、新設会社は、本件分割に際して普通株式 4,000 株を発行し、そのすべてを当社に割当てます。

### 4. 新設分割設立会社の状況

商号	株式会社ディーバ
本店の所在地	東京都港区港南二丁目 15 番 2 号
代表者の氏名	代表取締役 森川 徹治
資本金の額	100 百万円
純資産の額	200 百万円 (予定)
総資産の額	825 百万円 (予定)
事業の内容	情報システムの設計・ソフトウェアの開発・販売及びその関連事業
従業員数	200 名 (予定) (注) すべて分割会社から出向の予定です。

### 5. 会社分割の時期

分割期日(効力発生日) 平成 25 年 10 月 1 日(火) (予定)

## 11. その他の注記

記載金額は単位未満を切捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年8月21日

株式会社ディーバ

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 遠藤 康彦 ①
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 勢 志元 ①

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ディーバの平成24年7月1日から平成25年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディーバ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年8月21日

株式会社ディーパ

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 遠藤 康彦 ①
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 勢 志元 ①

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ディーパの平成24年7月1日から平成25年6月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年7月16日開催の当社取締役会において、平成25年10月1日を分割期日として会社分割の方法により持株会社制へ移行することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年7月1日から平成25年6月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に関与並びに報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社への訪問及び事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 個別注記表及び連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は平成25年7月16日の取締役会において、平成25年10月1日に新設分割の方法により、会社のソフトウェア事業を設立する株式会社ディーバへ承継し、同日付で商号を株式会社アバントへ変更し、持株会社制への移行を行う新設分割計画について決議しております。

平成25年8月26日

株式会社ディーバ 監査役会  
常勤監査役 野 城 剛 ⑩  
社外監査役 鈴木 邦 男 ⑩  
社外監査役 清 水 貴 之 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第17期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 18円といたします。

なお、この場合の配当総額は、42,244,182円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年9月26日といたします。

## 第2号議案 新設分割計画承認の件

### 1. 新設分割を行う理由

当社グループは「連結経営による発展」を目指し、次の目的をもってグループ事業会社の経営及びその成長を支えるビジネスサポート機能を持つホールディング会社を設立することといたしました。

- ① 事業環境変化へのリスクテイクと成長実現
- ② 事業の集中力向上（ブランドとストア）
- ③ 将来への投資環境の整備（グループ共通基盤の整備）
- ④ 経験機会と労働環境の多様化対応（グループ内パスポート）
- ⑤ 事業機会に応じた協業環境の整備（戦略的資本業務提携）

なお、本議案につきましては、第3号議案「定款一部変更の件」が、承認可決されることを条件として、承認の効力が発生するものとします。

### 2. 新設分割計画の内容の概要

#### 新設分割計画書（写）

株式会社ディーバ（平成25年10月1日付で商号を「株式会社アバント」へ変更予定。以下「当社」という。）は、新たに設立する株式会社ディーバ（以下「新設会社」という。）に、当社のソフトウェアの設計・開発・販売及びその関連事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本件分割」という。）を行うこととし、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を定める。

#### 第1条（新設分割）

当社は、本計画書に定めるところに従い、新設分割の方法により新設会社を設立し、本件事業に関して有する権利義務を承継させる。

#### 第2条（新設会社の定款で定める事項等）

1. 新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1「株式会社ディーバの定款」に記載のとおりとする。
2. 新設会社の本店所在地は、東京都港区港南二丁目15番2号とする。

#### 第3条（新設会社が交付する株式及び割当て）

新設会社は、本件分割に際して普通株式4,000株を発行し、そのすべてを当社に割り当てる。

#### 第4条（新設会社の設立時資本金及び準備金の額等）

新設会社の設立時資本金及び準備金の額等に関する事項は、次のとおりとする。

- |              |   |
|--------------|---|
| ① 資本金の額      | 金100,000,000円                               |
| ② 資本準備金の額    | 金100,000,000円                               |
| ③ その他資本剰余金の額 | 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から前2号に定める合計額を控除した額 |
| ④ 利益準備金の額    | 金0円   |
| ⑤ その他利益剰余金の額 | 金0円   |

#### 第5条（承継する権利義務等）

1. 当社は、第6条に定める分割期日において、別紙2「承継権利義務明細表」記載の権利義務を新設会社に承継させる。
2. 新設会社が当社から承継する債務について、当社は新設会社と共に、重畳的債務引受をする。

#### 第6条（新設会社の成立日、分割期日）

会社法第924条に定める新設会社の設立の登記をなすべき日（以下「分割期日」という。）は、平成25年10月1日とする。ただし、手続き進行上の必要性その他の事由により、当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

#### 第7条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

- ① 設立時取締役 森川徹治、岡部貴弘、森本朋敦
- ② 設立時監査役 野城剛

#### 第8条（分割条件の変更等）

本計画書作成後、分割期日までの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産もしくは経営状態に重要な変動が生じた場合は、当社の取締役会決議により、本計画書を変更し、または本件分割を中止することができる。

#### 第9条（競業禁止義務）

当社は、競業禁止義務を負わないものとし、本件分割の効力発生後においても、本件事業と同一の事業を行うことができる。

#### 第10条（その他）

本計画書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本計画書の趣旨に従って当社が決定するものとする。

平成25年7月16日

東京都港区港南二丁目15番2号  
株式会社ディーバ  
代表取締役 森川 徹治 ㊟

別紙1

## 定 款

### 第1章 総 則

#### （商号）

第1条 当社は、株式会社ディーバと称し、英文では、DIVA CORPORATIONと表示する。

#### （目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ソフトウェア業務
2. 情報処理に関する機械器具及びソフトウェアの輸出入・販売
3. 通信販売事業
4. 連結経営担当者育成のための教育・研修及びコンサルタント
5. ソフトウェア・会計・税務・経営に関する研究会、セミナー等の開催
6. 会計事務・税務事務の請負、アウトソーシング
7. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
8. 前各号に付帯する一切の事業

#### （本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

#### （公告の方法）

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

#### （機関構成）

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会及び監査役を設置する。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当社が発行することができる株式の総数は、16,000株とする。

### (株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

### (株式の譲渡制限)

第8条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合は、承認をしたものとみなす。

### (相続人等に対する株式の売渡請求)

第9条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

### (株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社の所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

### (質権の登録及び信託財産表示請求)

第11条 当社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印しなければならない。

### (手数料)

第12条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手料を支払わなければならない。

### (基準日)

第13条 当社は、毎年6月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- 前項の規定にかかわらず、同項の株主の権利を害しない場合は、同項記載の日の後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割その他これに準ずる事由により当社の議決権を有する株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めることができる。
- 第1項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

## 第3章 株主総会

### (招集時期)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

### (招集権者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集する。

- 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

### (招集通知)

第16条 株主総会の招集通知は、当該株主総会の目的事項について議決権を行使することができる株主に対し、会日の7日前までに発する。

ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、会日の2週間前までに発するものとする。

#### (株主総会の議長)

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が議長になる。
- 3 取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

#### (株主総会の決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第19条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

#### (議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

## 第4章 取締役及び取締役会

#### (取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、3名以上7名以内とする。

#### (取締役の選任)

第22条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

#### (取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

#### (代表取締役及び役付取締役)

第24条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

#### (取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### (取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。



#### (取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。

2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

#### (取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

#### (議事録)

第 29 条 取締役会の議事については、法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から 10 年間本店に備え置く。

#### (取締役会規則)

第 30 条 取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

#### (取締役の責任の一部免除)

第 31 条 当社は、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第 425 条第 1 項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができる。

#### (取締役の報酬等)

第 32 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### 第 5 章 監査役

#### (監査役の数及び選任)

第 33 条 当社の監査役は、1 名以上とする。

2 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

#### (監査役の任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### (監査役の報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### 第 6 章 計 算

#### (事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年とする。

#### (剰余金の配当)

第 37 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

#### (中間配当)

第 38 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 1 2 月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第39条 剰余金の配当又は中間配当が、その支払の提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第40条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成26年6月30日までとする。

(法令の準拠)

第41条 この定款にない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

別紙2

新設分割計画 承継権利義務明細表

本件分割によって当社から新設会社に承継される権利義務の明細は、分割期日において当社が本件事業に関して有する次にあげる権利義務とする。

これらの権利義務のうち、資産及び負債については、平成25年6月30日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、資産及び負債以外の権利義務については本計画書作成日現在のものを基礎とし、これに分割期日の直前（以下「基準時という。」）までの増減を調整したうえで確定する。

1. 資産

当社が、基準時において本件事業に関して保有している次の資産

- ① 現金及び預金
- ② 売上債権
- ③ たな卸資産
- ④ 有形固定資産及び無形固定資産
- ⑤ その他の本件事業に関する資産

2. 負債

当社が、基準時において本件事業に関して保有している次の負債

- ① 仕入債務
- ② その他の本件事業に関する負債

3. 契約上の地位（雇用契約を除く。）及び当該契約に基づく権利義務

分割期日時点における本件事業に関する取引の基本契約及び付随する契約における契約上の地位並びにこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務。

4. 雇用契約及び当該契約に基づく権利義務

新設会社は、本件事業に関する雇用契約上の地位及び当該契約に基づき生じる権利義務を承継しない。なお、新設会社は分割期日において、当社に在籍し、本件事業に従事する従業員を当社からの出向者として受け入れる。

5. 許認可等

法令上承継可能な本件事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等。

以上

### 3. 会社法施行規則第 205 条各号に定める内容の概要

#### (1) 新設分割に際して交付する新設分割設立会社の株式の数の相当性に関する事項

新設分割設立会社は本件分割に際して普通株式 4,000 株を発行し、その全てを当社に割当て交付いたします。本件分割に際して当社に対して交付される新設分割設立会社の株式の数につきましては、本件分割は単独新設分割であることから、割当てられる株式数によって当社と新設分割設立会社との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、これを任意に定めることができると認められるところ、当社の持株会社制への移行の目的に鑑み、完全子会社となる新設分割設立会社株式の効率的な管理及び新設分割設立会社の資本金の額等を考慮し、前記の割当て株式数が相当であると判断して、決定いたしました。

#### (2) 新設分割設立会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設分割設立会社の資本金及び準備金の額を新設分割設立会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策の実現の観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第 4 条に記載するとおり、資本金 100,000,000 円、資本準備金 100,000,000 円とすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

#### (3) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項 該当事項はありません。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

第2号議案「新設分割計画承認の件」に記載のとおり、当社は平成25年10月1日をもって持株会社に移行する予定であります。これに伴い、商号及び目的を変更するため、現行定款の第1条及び第2条について所要の変更及び一部追加並びに附則の追加を行うものであります。

また、第4号議案「取締役4名選任の件」において社外取締役の選任による責任限定契約の締結及び持株会社制でのグループ経営において全取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるものであります。

なお、第28条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりとなります。なお、第1条（商号）及び第2条（目的）の変更は、第2号議案の新設分割計画が承認可決され、かつ平成25年10月1日以降、同議案における会社分割の効力が発生することを条件として、その効力が生ずるものいたします。

（下線は変更箇所であります。）

現行定款	変更案
<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社ディーバと称する。英文では、<u>DIVA CORPORATION</u> と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ソフトウェア業務</li> <li>2. 情報処理に関する機械器具及びソフトウェアの輸出入・販売</li> <li>3. <u>連結経営担当者育成のための教育・研修ならびにコンサルタント</u></li> <li>4. <u>ソフトウェア・会計・税務・経営に関する研修会、セミナー等の開催</u></li> <li>5. 会計事務・税務事務の請負、アウトソーシング</li> <li>6. <u>人材紹介事業</u></li> </ol> <p>(新設) (新設)</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社アバントと称し、英文では、<u>AVANT CORPORATION</u> と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと並びに<u>次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該会社等の経営管理及びこれに付帯するまたは関連する業務を行うこと</u>を目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (現行通り)</li> <li>2. <u>情報通信システム・情報処理システムの企画、設計、開発、開発受託、販売、輸出入、賃貸、保守及び運用</u></li> <li>3. <u>企業に対する経営診断、業務分析・診断及び改善案の提案、教育・研修並びにその他経営に関する総合指導、コンサルティング</u></li> <li>4. <u>各種講座、催事、イベントの企画・開設、運営</u></li> <li>5. (現行通り)</li> <li>6. <u>労働者派遣事業及び有料職業紹介事業</u></li> <li>7. <u>通信販売事業</u></li> <li>8. <u>書籍・雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、製作及び販売、翻訳サービスの受託</u></li> </ol>

現行定款	変更案
(新設)	9. <u>情報処理システムによる数値解析及び計算業務の受託、データ入力及びデータ処理業の受託</u>
(新設)	10. <u>情報処理サービス及び情報提供サービス業</u>
(新設)	11. <u>前各号に関する教育、研修、養成及びコンサルティング業務</u>
(新設)	12. <u>知的所有権（著作権、著作隣接権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権、工業所有権、肖像権、版權、興行権）の取得、譲渡、利用、許諾、販売及び管理業務</u>
7. 前各号に付帯する一切の事業 (新設)	13. (現行通り) 2 前項に定めるもののほか、当社は、前項に定める会社等に対する経営指導及び知的財産権、利用許諾及び譲渡の業務、情報資産の維持、管理並びに労務及び経理等事務管理代理業、これらに付帯し、または関連する業務を営むことを目的とする。
(新設)	3 前2項に定めるもののほか、当社は第1項に定める会社等の事業に関する金銭の貸付業務、資金調達業務、資金運用業務及びこれらの代理業務を営むことを目的とする。
第3条～第27条(条文省略) (新設)	第3条～第27条(現行通り) (取締役の責任免除)
	第28条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、最低責任限度額とする。
第28条～第44条(条文省略)	第29条～第45条(現行通り)
(新設)	附 則 第1条(商号)及び第2条(目的)の変更は、平成25年9月25日開催予定の当社定時株主総会において承認が得られること及び平成25年10月1日に当社の単独新設分割の効力が生じることを条件として、平成25年10月1日に効力を生ずるものとする。なお、本附則は平成25年10月1日の経過をもって削除する。

#### 第4号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、第2号議案「新設分割計画承認の件」に記載のとおり、当社は平成25年10月1日をもって持株会社に移行する予定であります。つきましては、持株会社化におけるグループの戦略的かつ機動的な意思決定と経営監督機能の強化を図るため社外取締役1名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	もりかわ てつじ 森川 徹治 (昭和41年2月23日生)	平成2年4月 プライスウォーターハウスコンサルティング(株)入社 平成9年5月 当社設立 代表取締役社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 平成23年3月 (株)アルプス技研 社外取締役 平成24年7月 (株)ジール代表取締役 (現在に至る)	850,000株
2	かすが なおよし 春日 尚義 (昭和38年5月13日生)	昭和62年4月 (株)日本長期信用銀行入行 平成11年8月 ニューヨーク証券取引所アジア・パシフィック事務所入所 平成17年1月 ニューヨーク証券取引所執行役員 当社入社 平成22年10月 当社社長室長 平成23年2月 当社取締役財務担当 平成23年9月 当社取締役財務担当 (現在に至る)	200株
3	かわもと いちろう 川本 一郎 (昭和42年6月15日生)	平成3年4月 建設省入省 平成11年4月 アクセンチュア(株)入社 平成17年9月 (株)アイライン入社 平成19年6月 (株)フジスタッフ取締役 平成20年7月 当社入社 平成20年9月 当社取締役サービス担当 平成24年9月 当社取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 平成23年8月 (株)ディーバ・ビジネス・イノベーション代表取締役 (現在に至る)	1,600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
4	※ ふくたに なおひさ 福 谷 尚 久 (昭和36年4月17日生)	昭和62年4月 株式会社三井銀行入行 平成13年7月 大和証券SMBCシンガポールリ ミテッドコーポレートファイ ナンス・アジア太平洋統括 GCA(株) (現GCAサヴィアン(株)) 入社マネージングディレクター (現在に至る) 平成17年3月	一株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者となります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 福谷尚久氏は、社外取締役候補者となります。  
なお、福谷尚久氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出る予定であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任の理由について  
福谷尚久氏は、長年にわたりファイナンスに関する豊富な経験と幅広い見識とともに自らも経営に関する経験があり、当社のグループ経営全般に有用な助言をいただけるほか、経営の監督及びコーポレートガバナンスの強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、有用な社外取締役を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定め、福谷尚久氏とは選任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。  
なお、当該契約の締結につきましては、第3号議案の「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

## 第5号議案 監査役1名選任の件

監査役清水貴之氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、会社法第343条第2項及び第3項の規定による監査役会の請求により提出するものであり、次の監査役候補者は、監査役会の指名によるものであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
こばやし まさのり 小林 正憲 (昭和40年8月1日生)	昭和63年4月 三井不動産㈱入社 平成2年9月 アーサーアンダーセン&カンパニー英和監査法人入所 平成6年2月 公認会計士小林会計事務所開設 平成12年10月 隼国際法律事務所入所 平成14年10月 新東京法律会計事務所入所 平成19年10月 小林法律会計事務所開設 (現在に至る)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 小林正憲氏は、新任の社外監査役候補者であります。  
 なお、小林正憲氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出る予定であります。  
 3. 社外監査役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者の選任の理由について  
 小林正憲氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士及び公認会計士の資格を持ち、会社の財務・法務に精通しており、これまで多くの専門的な経験により会計・経営に携わられており、会社経営に関して十分な見識を有しておられることから、当社の経営環境及び事業方針を十分に理解した上で、法律・会計専門家の立場から経営判断及びその意思決定の過程において有用な助言を含め、社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について  
 当社は、有用な社外監査役を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、小林正憲氏とは、選任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。

以上



〈メモ欄〉

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

A series of 28 horizontal dotted lines spanning the width of the page, providing a guide for handwriting practice.

## 株主総会会場ご案内図

場所：東京都港区港南二丁目15番2号  
品川インターシティ B棟13階  
当社本店セミナールーム



### [交通のご案内]

◇ JR各線・京浜急行線「品川駅」港南口（東口）より徒歩4分

（ご注意）

品川駅構内が広いので、改札口から港南口（東口）まで3～4分ほどかかります。